

財務省告示第七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百十八回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 法律及びその項目 三十九年法律第六号）第五条第一項

四 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

五 振替法の適用 成十三年法律第七十五号）以下の振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

六 発行方法 機関は日本銀行とする。

七 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

八 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

九 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十一 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十二 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十三 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十四 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十五 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十六 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十七 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十八 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十九 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

二十 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

二十一 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

二十二 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

二十三 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十 一	九			八			七			六			口																
	振替	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払		行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国		
発	替	面	額	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場	行	札	入	札	格	第	参	加	場
行	単	金	金	発	発	発	競	競	競	競	競	達	発	発	発	競	競	競	競	競	競	競	競	競	競	競	競	競	競
価	位											金									額								
格												額									額								
平	す	額	の	振	千				千	九	六	一								額	額						込	募	各
成	る	の	記	替	万				円	百	十	兆								面	面					み	限	国	
十	°	整	載	法	円					二	一	二								金	金					の	度	債	
九		数	又	の						十	万	千								額	額					応	額	市	
年		倍	は	規						億	七	九								で	で					募	の	場	
二		の	記	定						二	千	百								九	一					額	範	特	
月		金	録	に						千	円	九								百	兆					を	囲	別	
二		額	は	よ						四	十	二								二	三					割	内	参	
十		に	よ	る						百	二	億								十	千					り	に	加	
日		よ	る	振						九	十	八								十	七					当	お	者	
		も	の	口						十	五	千								四	七					て	い	ご	
		の	面	座						万	四	百								億	十					る	て	の	
		と	金	簿						四	百									円	四					。	各	の	
																										申	各	の	応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競争	者・第参加	特別債市場	入札発競争
平成十九年二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期限は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	十七銭九厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三			十七銭九厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三